

## 公正証書（2023年9月18日産経新聞掲載）

### 調停や審判せず差押え手続き可能に

#### 【質問】

私は現在、夫との離婚協議を進めています。養育費の金額等は決まったのですが、公正証書は作成すべきなのでしょうか。通常の離婚協議書との違いはなんでしょうか。

#### 【回答】

一般的には、公正証書を作成することが望ましいといえます。通常の離婚協議書との違いは、手間がかかるかどうか、費用がかかるかどうか、差押えをしやすいかどうか—などです。

離婚に伴う養育費の取り決めは、子供の父親、母親として責任を果たすために非常に重要なものです。その内容は、離婚する当事者が、子供のことをきちんと考え、お互いに納得して決める必要があります。

公正証書も通常の離婚協議書も、当事者が合意した内容を文書にして残すことで、将来の紛争を予防するという役割を果たします。

通常の離婚協議書は当事者の署名のみで作成できるので、費用や手間があまりかかりません。一方、公正証書は、当事者が合意した内容を、公証人という中立の専門家が立ち合い、内容を確認して署名するという形式で作成します。

公証人役場に予約したり必要な書類をそろえたりする必要があり、費用や手間がかかります。

ですが、万が一養育費が支払われなくなってしまったという場合、公正証書にして適切な文言を記載しておけば、調停や審判をせずに差押えの手続きをすることができます。また、強制執行をするための準備ともいえる財産開示の手続きも行うことができます。

公正証書にするかしないか、どちらも一長一短があり、どちらが適切かは離婚当事者の関係性やそれぞれの具体的な状況によります。ご自身だけでなくお子さまのためにも、各種の弁護士相談を利用して、よりよい選択を行うことをお勧めします。

（弁護士 森脇大介）